

令和8年度市町村介護保険地域分析支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

介護保険法において、市町村は、「当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情」の把握や、「介護保険の実施の状況に関する情報」の分析（以下、「地域分析」という。）を行い、それらの結果を勘案して介護保険事業計画（以下、「計画」という。）を策定するよう努めることとされている。

今後、少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中、市町村は、地域の中長期的な人口動態、介護ニーズ等の見通しや課題を踏まえ、その実情に応じた計画を策定して効果的な施策を展開することを通じ、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護保険事業を安定的に運営する必要がある。

本事業は、市町村が地域分析を踏まえて課題を整理し、第9期介護保険事業計画を推進するとともに、第10期介護保険事業計画の策定にあたって効果的な取組や適切な指標を設定できるよう、実務的かつ具体的な支援を行うことを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度市町村介護保険地域分析支援業務

(2) 業務の内容

別紙「令和8年度市町村介護保険地域分析支援業務委託仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月5日（金）まで

(4) 事業費上限額

4,528,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案に当たっての目安（上限）額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、契約額とは必ずしも一致しない。

3 選定スケジュール

質問書の受付	令和8年4月21日（火）午後5時まで
参加表明書の受付	令和8年4月27日（月）午後5時まで
企画提案書の受付	令和8年5月14日（木）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年5月21日（木）
審査結果の通知	令和8年5月25日（月）
契約締結・事業開始	令和8年6月上旬
業務完了	令和9年3月5日（金）

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開

始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 法人等の代表者（役員を含む）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事実がないこと。

(6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に滞納がないこと。

(7) 貸金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。

(8) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(9) 熊本県暴力団排除条例（平成22年12月22日条例第52号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

(10) 本業務を一括再委託しない者であること。

(11) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(12) 労働基準法、建設業法その他の法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

様式は熊本県ホームページの認知症施策・地域ケア推進課のページからダウンロードして使用すること。提出部数は各1部とする。

【提出書類】

①参加表明書（様式1）

②法人等概要（様式2）

③誓約書（様式3）

④履歴事項全部証明書

本実施要領の公告日以降に発行されたもの。

⑤印鑑証明書

本実施要領の公告日以降に発行されたもの。

⑥納税証明書

消費税及び地方消費税未納がないことの証明並びに都道府県税未納がないことの証明。各証明書は本実施要領の公告日以降に発行されたもの。

⑦事業者の取組に関する申出書(様式4)

必要な書類を添付すること。

※ 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）に基づく入札参加資格を有すると決定されたものは④⑤⑥の書類を省略できる。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)4月27日(月)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)とし、提出期限までに必着すること。
持参の場合の受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。
提出先は、「12 担当部局」のとおり。

(4) 参加資格の決定等

参加表明書等の提出期限日をもって、提出書類に基づき参加資格の確認を行い、その結果を連絡する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①提出書類 質問書(様式5)
- ②提出期間 令和8年4月21日(火)午後5時まで
- ③提出方法 電子メール
件名を「プロポーザルに係る質問書(事業者名)」とすること。
- ④提出先 「12 担当部局」のとおり。

(2) 質問に対する回答

電子メールにより質問者に回答する。なお、質問に対する回答をとりまとめ、熊本県ホームページの認知症施策・地域ケア推進課のページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

様式は熊本県ホームページの認知症施策・地域ケア推進課のページからダウンロードして使用すること。提出部数は各4部とする。

【提出書類】

- ①企画提案書表紙(様式6)
- ②企画提案書(任意様式)
A4で20ページ以内(両面印刷で10枚以内)とする。
仕様書の内容を踏まえ、本業務を円滑に進めるための実施方針や実施体制、各業務内容に係る具体的な提案を記載すること。また、受託した場合の訴求ポイントや本業務に係る追加提案があれば併せて記載すること。
- ③業務工程表(任意様式)
- ④見積書・経費内訳書(任意様式)
- ⑤プレゼンテーション審査出席者届出書(様式7)

(2) 提出期限

令和8年(2026年)5月14日(木)午後5時(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留に限る。)とし、提出期限までに必着すること。
持参の場合の受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。
提出先は、「12 担当部局」のとおり。

8 選定方法等

(1) 審査方法

書類審査で優秀な5案を選定後、プレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を業務委託先として選定する。なお、応募数が5案以下の場合、書類審査は実施しない。

(2) 書類審査結果

令和8年5月18日(月)を目途に全応募者に電子メールで通知する。

(3) プレゼンテーション審査の実施及び結果

①日程(予定)

令和8年(2026年)5月21日(木) ※詳細は別途連絡

②実施方法

オンラインによる(Webexミーティング)

1者につき15分間のプレゼンテーション後、質疑応答を行う。

審査員の評点の合計が最も高かった者を受託候補者とする。最高得点の者が複数いる場合は、低価格者を受託候補者とする。また、参加者が1者の場合は、審査員の評点の平均が60点以上であった場合に当該者を受託候補者とする。

③審査基準

別紙「審査基準」による。

④審査結果

令和8年5月25日(月)を目途に全参加者に電子メールで通知する。

9 契約

- (1) 受託候補者として選定された者と契約内容等を協議の上見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託業者として契約を締結する。契約に当たっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2号の規定に基づく随意契約を行う。

なお、受託候補者と契約を締結しないときは、評点の高い者から順に契約協議を行うものとする。

- (2) 契約の相手方は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき(この場合、保険期間を契約締結予定日から委託契約期間の満了日までとること。)等、同規則第78条の規定を満たす場合は、契約保証金を免除することができる。

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

1 1 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- (2) 本公募型プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書、企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該書類を無効とし、参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (4) 参加申込手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式 8）を提出すること。
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (6) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づき公表することがある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、熊本県はいかなる責任も負わない。
- (8) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「4 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (9) 企画提案の内容は受託候補者を選定するためのものであり、実際の業務は、県と協議の上実施する。
- (10) この要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、熊本県会計規則その他関係法令等の定めるところによるものとする。

1 2 担当部局

〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号（熊本県庁新館 4 階）

熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症施策・地域ケア推進課 市町村支援班

電話番号 : 096-333-2218（直通）

電子メール : ninchishouke@pref.kumamoto.lg.jp